

社会福祉法人 宇都宮市障害者福祉会連合会役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条に規定する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する役員等とは、次の者をいい、支給する額は別表のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会に出席する理事、評議員及び監事
- (2) 苦情解決に係る第三者委員
- (3) その他会長が認める、本会の事業運営に係る会議に出席する委員等

2 前項の規定に係わらず、本会の職員（常任理事を含む）及び宇都宮市の職員である者には、支給しない。

3 監事のうち、財務管理について専門的な資格を有する者については、前項の監事と別額を支給する。

附 則

この規程は、令和2年10月13日から施行する。

別 表

区 分	報酬の額
第2条(1)から(3)に規定する理事・監事・評議員・第三者委員・委員等	日額 2,000円
第2条3に規定する監事	日額 10,000円